○関東地方整備局告示第百七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	大月市初狩町中初狩字立川原二〇六四番一から同市初狩町中初狩字立川原二〇六二番一まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
潮来市須賀南一五七番一から同市須賀二九六〇番一まで	前	一一・〇八～一三・九九メートル
	後	一三・二六～五三・五七メートル
		〇〇・一七三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
甲斐市竜王新町字元免許三四二番一から同市竜王新町字元免許三四七番一まで	前	一二・〇九～二八・七八メートル
	後	二五・八六～四三・八〇キロメートル
		〇〇・〇三七

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	甲斐市竜王新町字元免許三四二番一から同市竜王新町字元免許三四七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山梨県南巨摩郡富士川町箱原字和平七五二番一から同町箱原字和平七四八番一まで	前	二八・五一～三三・〇七メートル
	後	二八・五一～三九・六七キロメートル
		〇〇・〇二〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	山梨県南巨摩郡富士川町箱原字和平七五一番一から同町箱原字和平七七五番一まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山梨県南巨摩郡身延町夜子沢字日下り四九四五番一から同町夜子沢字日下り四九五三番一まで	前	一一・七六～三〇・五九メートル
	後	一二・一〇～四三・七三キロメートル
		〇〇・一一一

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	山梨県南巨摩郡身延町夜子沢字日下り四九四五番一から同町夜子沢字日下り四九五三番一まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日